

## 2026年度長期研修(サバディカル)申請一覧

| No. | 職位・申請者     | 種別 | 時期 | 研修課題                               | 研修期間及び滞在地等                         | 備考                                          |
|-----|------------|----|----|------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1   | 教授<br>藤沼 司 | B種 | 後期 | 社会課題解決に向けた「協働の経営学」の理論<br>的および実践的研究 | 2026年10月～2027年3月<br>石巻専修大学(宮城県石巻市) | 2013年度春学期(A種)米国、<br>2022年度秋学期(B種)千葉県<br>市川市 |

2025年8月18日

教員各位

学 長 神 山 博

2026年度長期研修（サバティカル）の募集について（通知）

標記について、下記の要領にて2026年度の長期研修を募集しますので、研修を希望する場合は、下記により関係書類を提出してください。詳細は、別添の長期研修制度運営規程及び長期研修制度の運用指針等を参照してください。

記

1 対象期間 2026年度 前期：2026年4月から2026年9月まで  
後期：2026年10月から2027年3月まで

2 応募要領  
(1) 募集締切 2025年8月29日（金）17:00

(2) 提出書類 長期研修申請書（様式第1号）  
※研究課題、目的・概要等については、応募者の担当科目に結びつくものであること。

(3) 研修の種類 A種：公益財団法人青森学術文化振興財団助成金の獲得を伴い、かつ海外研修を含めた研修であり、**当該助成金の交付決定額を限度とする。**  
B種：個人研究費等で対応する研修とする。

(4) 研修の報告 長期研修終了後1箇月以内に、長期研修報告書（様式第2号）を提出すること。また、長期研修終了後1年以内に、「青森公立大学論纂」又は学会論文（1年以内に採択されるもの）として掲載すること。

3 提出先等 担当あてにメール送信してください。

4 その他  
・今年度の長期研修の交付決定額（2件とも0円）を踏まえると、交付申請をしても**交付決定額0円となる可能性がります**。その際は、個人研究費を充てるか、それでも不足する部分については、外部資金を獲得するなどでご対応ください。  
・先目のアンケート結果については、今後の制度改善の検討に利用させていただきます。

【お問合せ先】  
総務企画グループ 総務企画チーム  
担当：村木（内線：208）  
E-mail：yukaym@nat.nebuta.ac.jp

青森公立大学長期研修制度運営規程

平成21年4月1日  
規程第30号

改正 平成27年 3月規程第2号  
改正 平成30年 4月規程第16号

（趣旨）

第1条 本学における教育研究の一層の推進のため、長期研修制度（いわゆるサバティカル制度）を設け、その運営はこの規程の定めるところによる。

（資格）

第2条 本制度の対象となる長期研修員は、本学専任教員とする。

（期間）

第3条 研修期間は、学期の期間にあわせて6箇月とする。ただし、学長が授業に差し支えないと認めた場合は、期間の延長を認めることがある。

（研修の種類）

第4条 研修の種類は、次のA種長期研修及びB種長期研修の2種類とする。

(1) A種長期研修とは、公益財団法人青森学術文化振興財団助成金の獲得を伴い、かつ海外研修を含めた研修であり、当該助成金の交付決定額を限度として研修に要する費用を支給する。

(2) B種長期研修とは、個人研究費等で対応する研修とする。

（申請及び選考）

第5条 この規程の適用を受けようとする者は、研修計画、研修希望国名、研修希望期間、研修日程等を長期研修申請書（様式第1号）により、学長に申請するものとする。

2 長期研修員の募集は、当該研修実施年度の前年度の春学期中に行うものとする。

3 長期研修員の選考は、青森公立大学部局長会議規程（平成21年規程第13号）に基づく部局長会議において行うものとする。

4 選考においては、以下の4号の原則を尊重する。

(1) 原則として8～9セメスターに1セメスターの研修期間を確保する。

(2) 原則として当該年度のA種及びB種ともに3名以内とする。

(3) 教員の授業負担を考慮する。

(4) 大学運営への貢献を考慮する。

5 前項第3号及び第4号の方法については、別に定める。

（報告書の提出）

第6条 長期研修員は、研修終了後1箇月以内に、長期研修報告書（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

## 長期研修制度の運用指針

平成 2 1 年 4 月 1 日制定

改正 平成 3 0 年 4 月 2 7 日

この指針は、青森公立大学長期研修制度運営規程第 5 条第 5 項の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 1 教員の授業負担  
長期研修となる教員の 1 学期で行う授業は、3 コマ以上とする。
- 2 授業科目の配当学期  
長期研修となる教員の担当する授業科目が必修科目の場合、配当学期は移動できないものとする。
- 3 優先順位の基準  
当該年度の長期研修は、原則として予算の範囲内とし、以下の基準により優先順位を決めるものとする。
  - (1) 教育貢献・研究貢献・学内貢献・地域貢献の 4 分野において貢献度が高い者を優先する。ただし、学長・学部長・研究科長・図書館長・地域連携センター長・特別補佐の役職は考慮しない。この貢献度により A 種の適用者を決定する。
  - (2) 直近 3 年間の研修業績及び研究活動を考慮し、研究業績の優れている者及び研究意欲と能力の優れている者を優先する。
  - (3) 年齢の若い者を優先する。
  - (4) 過去に選考された回数のない者を優先する。
  - (5) 長期研修終了後 1 年以内に、研修の成果を確実に報告できる者を優先する。
- 4 長期研修の報告

長期研修期間終了後、1 年以内にその成果をまとめ、青森公立大学論纂又は学会論文として掲載するものとする。ただし、学会論文は 1 年以内に採択されるものとする。

## 附 則

(実施期日)

この運用指針は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

## 附 則

(実施期日)

この運用指針は、平成 3 0 年 5 月 1 日から実施する。

- 2 前項の場合において、研修先が海外であったときは、長期研修員は、帰国後直ちにその旨を学長に報告しなければならぬ。

(庶務)

第 7 条 長期研修の庶務は、事務局総務企画グループで処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前において、学則第 8 条、第 1 3 条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成 2 1 年青森公立大学規程第 2 号）による廃止前の青森公立大学長期研修制度運営規程（平成 5 年 4 月 2 1 日施行）の規定に基づき施行日以後における長期研修員に選考された者は、この規程の規定に基づき長期研修員に選考されたものとみなす。

附 則（平成 2 7 年 3 月規程第 2 号）

(施行期日)

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 4 月規程第 1 6 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 3 0 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の青森公立大学長期研修制度運営規程の規定によって長期研修員に選考された者は、この規程による改正後の青森公立大学長期研修制度運営規程の規定によって長期研修員に選考されたものとみなす。